

## 北斗市新幹線まちづくり市民会議設置要綱

### (目的)

第1条 この会議は北海道新幹線新函館(仮称)駅開業に向けて、市民により駅周辺整備等の計画推進を図ることを目的とする。

### (名称)

第2条 この会は、北斗市新幹線まちづくり市民会議(以下「市民会議」という)とする。

### (委員の構成)

第3条 市民会議は、別記1号に掲げる委員をもって構成する。

### (検討事項)

第4条 市民会議は、第1条の目的を達成するために、次の掲げる事項を検討する。

- (1) 新駅周辺整備等の計画推進及び調整
- (2) 新駅周辺整備等の市民合意に向けた活動
- (3) その他、目的達成に必要な事項

### (役員)

第5条 市民会議には、次の役員を置き、委員の互選により選出する。

会 長	1 名
副会長	1 名

### (委員及び役員の任期)

第6条 委員及び役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 委員及び役員に欠員が生じたときは、別記委員の後任者を充てることができる。
- 3 前項の委員及び役員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会議)

第7条 会議は市民会議とし会長が招集する。

- 2 市民会議は必要に応じ、学識経験者、関係機関等の出席を求め、意見を聞くことができる。

### (役員の仕事)

第8条 会長は、市民会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代理する。

### (事務局)

第9条 事務局は、北斗市建設部新幹線対策課に置く。

### (その他)

第10条 この規約に定めるもののほか、市民会議の運営に関して必要な事項は、会長が市民会議に諮り定めるものとする。

附 則 この規約は平成19年7月10日から施行する。